

農業農村整備事業の予算措置等を求める意見書

我が国の農業・農村は、基幹的な労働力の6割を65歳以上の高齢農家が担う中、米価の低迷と相まって担い手不足が懸念される。一方で、食料自給力向上のためには、生産性の向上と水田の汎用化に資するとともに、担い手への農地利用集積に効果的な圃場整備が必要であるが、未だ4割程度が未整備であり、農業用水利施設についても、今後10余年間は耐用年数に到達する施設のピークが続く状況にある。

しかしながら、農業農村整備事業関係予算は、公共事業削減などの影響を受け、平成22年度は、極めて厳しい内容となっている。このまま、予算の削減が継続されると、食料生産を支える農地基盤や農業用水利施設の計画的更新整備に深刻な影響を与え、生産性の低下などにより、農家の営農意欲が減退するばかりか、我が国の食料自給率を更に低下させるなど国民全体の不利益にもつながりかねない。

よって、国においては、農業・農村の現状を踏まえ、農業農村整備事業の推進のため、下記の事項の実現に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 更新時期のピークが続いている農業用水利施設の計画的更新整備に支障のないよう、所要の予算措置を講じること。
- 2 限られた国内農地資源の最大活用を図り、早急に食料自給力を向上させるため、生産性の向上と水田の汎用化に資するとともに、担い手への農地利用集積に効果的な圃場整備を積極的に推進すること。
- 3 農業農村整備事業の適正な執行のために、早急に平成22年度の補正予算措置を講じるとともに、平成23年度予算編成にあたっては、農業農村整備事業の着実かつ計画的な推進に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
衆・参両院議長

} あて